

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 27 件 |
| 厚生年金関係 | 27 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①のうち、平成5年10月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録を、5年10月から6年9月までの期間は38万円、同年10月から7年9月までの期間は32万円、同年10月から8年9月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のうち、平成6年12月、7年3月から同年8月までの期間及び8年10月から11年6月までの期間に係る標準報酬月額の記録を、6年12月及び7年3月から同年8月までの期間は34万円、8年10月から11年6月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年8月1日に訂正し、申立期間②に係る標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月から11年6月まで
② 平成11年7月31日から同年8月1日まで

ねんきん定期便の記録と給料支払明細書の給与総支給額を比較したところ、A社に勤務していた申立期間①について、標準報酬月額が実際の給与総支給額よりも低くなっていることが分かった。申立期間①の大半について

て給料支払明細書を保管しているので、申立期間①について、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、A社に勤務していた申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無いが、同社の給料支払明細書には平成11年7月の勤務期間が7月1日から7月31日までとなっており、同月の厚生年金保険料も控除されているので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の申立期間①の一部（平成5年10月から8年9月まで）に係る標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所であった平成6年11月10日付けで、5年10月から6年9月までの期間について38万円から26万円、同年10月から7年9月までの期間について32万円から26万円、また、8年1月30日付けで、7年10月から8年9月までの期間について36万円から26万円に、それぞれ遡及して減額訂正されていることが、オンライン記録により確認できる。

また、上記2回の標準報酬月額の訂正が行われた際、申立人以外の従業員1人についても標準報酬月額の減額訂正が行われているほか、平成6年11月18日には、別の従業員1人について、標準報酬月額の減額訂正が行われており、これらの訂正が行われた当時、厚生年金保険の被保険者であった全従業員について、標準報酬月額の減額訂正が行われていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票から、同社は、申立期間①前の平成4年7月から社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①当時、A社の役員ではなかったことが、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる上、申立期間①当時の事業主は、「申立期間①当時、社会保険事務及び給与計算については、私が行っていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成6年11月10日及び8年1月30日付けで行われた標準報酬月額の訂正処理は、事実に即したものと考えられず、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額の有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①の一部（平成5年10月から8年9月まで）に係る標準報酬月額を、5年10月から6年9月までの期間は38万円、同年10月から7年9月までの期間は32万円、同年10月から8年9月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、

標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記2回の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正により、標準報酬月額が減額された平成5年10月から8年9月までの期間のうち、申立人が給料支払明細書を保管している期間について、給与総支給額（報酬月額）に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と訂正前の標準報酬月額を比較すると、6年12月及び7年3月から同年8月までの期間については、給与総支給額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額（34万円）が、訂正前の標準報酬月額（32万円）より高くなっていることが、申立人の給料支払明細書及びオンライン記録により確認できる。

また、標準報酬月額の減額訂正が行われていない平成8年10月から11年6月までの期間のうち、申立人が給料支払明細書を保管している期間（平成8年10月から9年8月までの期間、同年10月、同年12月、10年1月、同年3月から同年10月までの期間、11年1月及び同年3月から同年6月までの期間）について、給与総支給額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額とオンライン記録の標準報酬月額を比較すると、いずれも給与総支給額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額（32万円）が、オンライン記録の標準報酬月額（24万円又は26万円）より高くなっていることが、申立人の給料支払明細書及びオンライン記録により確認できる。

したがって、申立人の申立期間①の一部（平成6年12月、7年3月から同年8月までの期間及び8年10月から11年6月までの期間）に係る標準報酬月額については、給料支払明細書の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成6年12月、7年3月から同年8月までの期間については34万円、8年10月から11年6月までの期間については32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間①の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を

納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人が、申立期間②当時、A社に勤務していたことが、雇用保険の加入記録、申立人が保管している給料支払明細書の給与計算期間及び同僚の証言により確認できる。

そして、A社が、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことが、申立人が保管している平成11年7月の給料支払明細書により確認できる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、平成11年7月の給料支払明細書の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成11年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から46年4月1日まで
② 昭和46年4月1日から47年4月1日まで
③ 昭和47年4月1日から同年10月1日まで
④ 昭和47年10月1日から48年4月1日まで
⑤ 昭和48年4月1日から49年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録について、年金事務所に照会したところ、B病院（現在は、C病院）に勤務していた申立期間①、②及び⑤、A事業所に勤務していた申立期間③並びにD事業所に勤務していた申立期間④について、加入記録が無いことが分かった。

B病院に勤務していた申立期間①及び②当時は、研修生及び臨床研修医、申立期間⑤当時は、医員であり、E共済組合に加入できなかったことから、厚生年金保険に加入していたと思う。

また、申立期間③当時に勤務していたA事業所及び申立期間④当時に勤務していたD事業所においても、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、オンライン記録により申立期間③前後にA事業所に勤務していたことが確認できる複数の医師及び申立期間③当時に同事業所に勤務していたことが確認できる事務員の証言により、申立人は、当該

期間に常勤の医師として同事業所に勤務していたものと推認される。

また、申立人がF大学（現在は、G大学）医学部からA事業所に派遣される前に所属していた同大学医学部研究室の申立期間③当時の室長、オンライン記録により申立期間③前後の期間に同事業所に勤務していたことが確認できる複数の医師の証言等から、申立期間③及びその前後の期間（昭和45年6月1日から51年9月30日まで）に、同大学医学部から同事業所に派遣された医師は、13人と推認されるが、このうち、厚生年金保険の加入記録が無い者は、申立人を含む3人のみとなっている上、同事業所における申立人の前任の医師は、昭和46年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年4月1日に同資格を喪失していることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、上記申立期間③当時の研究室長は、「申立期間③当時、6か月ごとにA事業所に常勤の医師を派遣していたが、派遣する常勤の医師の勤務条件には変更は無く、申立人が厚生年金保険に加入しない特段の事情は見当たらない。」と証言している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の前任の医師に係る昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所の事業主は、既に死亡していることから証言を得ることができないものの、申立期間③当時の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険被保険者番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和47年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、G大学が保管する人事記録（写）により、申立人が、申立期間①のうち、昭和43年4月1日から45年3月31日まで研修生、同年4月1日から46年3月31日まで臨床研修医として、B病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、G大学は、「当大学が保管する申立期間①当時の厚生年金保険の加入台帳（被保険者台帳）に、申立人の記録が無い上、申立期間

①のうち、申立人が研修生であった期間及び臨床研修医であった期間については、給与を支給していなかったため、申立期間①当時、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」と回答しているところ、申立人が記憶する同僚（医師）3人は、申立期間①当時、いずれも申立人と同じ研修生及び臨床研修医であり、厚生年金保険に加入していなかったことが、同大学の回答及びオンライン記録により確認できる。

また、G大学は、「申立期間①当時の賃金台帳等は残っていないが、申立人は、申立期間①当時、厚生年金保険の加入台帳に厚生年金保険に加入していた記録が無い上、給与を支給されていなかったことから、厚生年金保険料を控除していなかったと思われる。」としている。

さらに、F大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、申立人の氏名は確認できない上、健康保険被保険者番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②及び⑤について、上記人事記録（写）により、申立人は、申立期間②のうち、昭和47年2月9日から同年2月11日までの期間を除く46年4月1日から47年2月8日までの期間及び同年2月12日から同年3月31日までの期間、申立期間⑤のうち、49年2月12日から同年2月14日までの期間を除く48年4月1日から49年2月11日までの期間及び同年2月15日から同年3月31日までの期間、医員としてB病院に日々雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、G大学は、「申立期間②及び⑤当時の厚生年金保険の加入台帳に、申立人の記録が無いことから、申立人は、当該期間に厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったと考えられる。」、「B病院では、申立期間②及び⑤当時、医員が常勤の場合、厚生年金保険に加入させていたが、非常勤の場合、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。このため、申立期間②及び⑤当時の申立人の同病院における勤務日数を確認できる資料は残っておらず、確認はできないが、申立人が、非常勤の医員であった可能性がある。」と回答しているところ、申立人が記憶する申立期間②当時の同僚（医師）3人のうちの1人及び申立期間⑤当時の同僚（医師）2人のうちの1人は、厚生年金保険に加入していなかったことが、F大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和47年2月12日から同年3月31日までの期間、及び申立期間⑤のうち、49年2月15日から同年3月31日までの期間について、いずれも採用時に日々雇用の更新期限が各年度末までとされ、雇用期間が約2か月となることから、上記人事記録（写）によ

り確認できることから、当該期間については、厚生年金保険の加入要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、F大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②及び⑤当時、申立人の氏名は確認できない上、健康保険被保険者番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、申立期間④当時、D事業所に医師として勤務していたことが、同僚の医師、事務及び経理担当者の証言により、推認される。

しかしながら、申立期間④当時の事務及び経理担当者1人は、「申立人について、厚生年金保険の加入手続を行ったかどうか定かではないが、申立人は、申立期間④当時、非常勤の医師であったため、厚生年金保険に加入していなかった可能性がある。」と証言している。

また、申立人が記憶する同僚（医師）2人のうち、1人は、申立期間④当時、H病院において厚生年金保険に加入しており、残りの1人は、厚生年金保険に加入していなかったことが、オンライン記録により確認できる。

さらに、D事業所は、既に解散していることが、同法人に係る法人登記簿謄本により確認できる上、同登記簿に記載されている申立期間④当時の理事は、死亡、連絡先不明等であることから、申立期間④当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、上記経理及び事務担当者は、「医師の給与から厚生年金保険料を控除しながら、納付しないということは考えられない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（18 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（15 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（14 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 14 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（14 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（14 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（18 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（14 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 14 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（14 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（14 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（16 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 16 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（16 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（16 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A 社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（10 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月15日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月15日の標準賞与額（7万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A 社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（17 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（15 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（15 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（16 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 16 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A 社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（16 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（16 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（16 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 16 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A 社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（16 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（16 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月15日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月15日の標準賞与額（8万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（10 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 731

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 12 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（12 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（10 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 12 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（12 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（10 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（15 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（11 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 11 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（11 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（11 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（15 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 12 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（12 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月15日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気づき、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月15日の標準賞与額（7万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 12 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

その後、同社は、このことに気付き、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出するのを失念し、厚生年金保険料を納付しなかったとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額（12 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月 5 日から 61 年 7 月 21 日まで
② 昭和 61 年 7 月 21 日から平成元年 9 月 26 日まで
③ 平成 2 年 1 月 1 日から 8 年 9 月 16 日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社（平成3年8月22日にD社に社名変更）に勤務していた申立期間③について、標準報酬月額の記録が、私が記憶している給与明細書の総支給額よりも低くなっていることが分かった。

申立期間当時の給与明細書は保管していないが、実際の給与総支給額は、標準報酬月額の記録より高額であったと思われるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①当時における同社の社会保険及び経理担当者は、連絡を取ることができないことから、申立期間①当時における申立人の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

また、申立期間①当時のA社の事業主は、「年齢が若く勤務実績の少ない申立人を本人の言う「専務見習い」や幹部候補生として特別待遇で採用することは無いので、申立人の入社当時の標準報酬月額（11万8,000円）は、妥当なものと思われる。」「申立期間①当時は、景気がよく、厚生年金保険料を少なくするため、従業員の標準報酬月額を実際の給与総支給額よりも低く届け出るということは有り得ない。」と回答している。

さらに、申立期間①当時に申立人と同じ仕事（営業）に従事していた同

僚6人の標準報酬月額は、申立期間①当時、9万8,000円から30万円までとなっており、徐々に高くなっているものの、申立人の標準報酬月額（11万8,000円から24万円まで）と比較して大きな差異は無い。

加えて、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立期間①に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②当時の事業主は、連絡が取れないことから、申立期間②当時における申立人の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

また、申立期間②当時におけるB社の経理担当者は、「申立期間②当時、B社の従業員に係る社会保険事務は、同社から委託された社会保険労務士が行っており、当該社会保険労務士の指示に従い、従業員の給与計算及び厚生年金保険料の控除を行っていたが、申立人の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額については、覚えていない。ただし、同社が、従業員に40万円もの給与を支給するという事はなかったと思う。」と証言している上、当該社会保険労務士は、「申立期間②当時の紙ベースの資料は、残っておらず、B社の従業員のデータを入力していたディスクも破損し使用不能となった。申立人の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額については覚えていない。」と証言している。

さらに、B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立期間②に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間③当時の事業主は、連絡を取ることができないことから、申立期間③当時における申立人の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

また、申立期間③当時におけるC社の経理担当者は、「申立期間③当時、C社の従業員に係る社会保険事務は、同社から委託された税理士事務所が行っており、私は、当該税理士事務所の指示に従い、従業員の給与計算及び厚生年金保険料の控除を行っていたが、申立期間③当時における申立人の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額については覚えていない。」、

上記税理士事務所は、「当事務所では、申立期間③当時、会計処理を委託された事業所からの依頼により、従業員の社会保険料を計算することもあったと思うが、C社については、同社に関する資料が残っておらず、社会保険料の計算を行っていたかどうか分からない。」と回答している。

さらに、申立人と同じくC社の設立当初から同社の取締役であり、販売部門の部長であった同僚1人は、申立期間③当時における標準報酬月額が、申立人と同額となっていることが、オンライン記録により確認できる。

加えて、C社に係る申立人のオンライン記録を見ても、申立期間③に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年ごろから 38 年ごろまで
② 昭和 38 年ごろから 40 年ごろまで
③ 昭和 40 年ごろから 41 年 7 月 11 日まで
④ 昭和 41 年 8 月 16 日から 42 年 4 月 21 日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③及びD社（昭和 42 年 4 月 1 日にE社に社名変更）に勤務していた申立期間④について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、上記の4事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、従業員の証言、申立人の記憶する会社の所在地、業務内容等により、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間①後の昭和 41 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人は、申立期間①当時、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①当時の事業主は死亡し、当該期間の経理担当者とされる事業主の妻は、連絡先が不明であることから、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできないものの、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 41 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員の中で連絡の取れた6人のうち、同社における厚生年金保険の加入状況を記憶している1人は、

「昭和 38 年 5 月ごろから 41 年 7 月ごろまで A 社に勤務していたが、退職する数か月前に、同社から社会保険に加入することになったという話を聞いたことを覚えており、厚生年金保険に加入していなかった期間に、厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」と証言している。

さらに、申立人が記憶する A 社の所在地及び同社に係る閉鎖登記簿謄本から、申立人は、同社の所在地が、F 市に移転した昭和 46 年 8 月 2 日以降、同社に勤務していた可能性があると考えられるところ、オンライン記録により、同日以降、同社に勤務していたことが確認できる従業員の中で連絡の取れた 4 人のうち、1 人は、「私のように会社からの勧誘により入社した従業員について、会社は、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたと思うが、従業員の募集に応募して入社した従業員は、3 か月間ぐらい勤務態度を見る期間があったこと、及び本人の希望により厚生年金保険に加入させていない従業員がいるという話を聞いたことを覚えており、従業員により、厚生年金保険の加入状況は、異なっていたと思う。」、別の 1 人は、「A 社に入社後、3 か月間ぐらい経過して厚生年金保険に加入した記憶がある。」と証言している。

加えて、A 社の昭和 46 年 8 月以降における事業主（申立期間①当時の事業主と同じ。）は死亡し、同年 8 月以降の経理担当者については、氏名を特定できないことから、当該期間の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A 社の所在地が移転された日（昭和 46 年 8 月 2 日）から同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和 52 年 8 月 1 日）までの期間において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に、申立人の氏名は見当たらず、当該期間に係る同原票の健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び昭和 46 年 8 月 2 日から 52 年 8 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が B 社に勤務していたことは、従業員の証言により、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、B 社は、「昭和 63 年までに退職した従業員に関する資料を保存しておらず、申立期間②当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していること、及び当該期間における同支店の支店長及び経理担当者の氏名を特定できないことから、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間②の一部（昭和 39 年 4 月から 40 年ごろまで）について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿により確認でき、厚生年金保険に加入していなかったことを認識していた可能性がうかがわれる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に、申立期間②及びその前後の期間（昭和37年12月1日から40年2月1日まで）において、申立人の氏名は見当たらず、当該期間に係る同原票の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、申立期間③当時に勤務していたC社は、現在の所在地ではないが、その近辺にあった旨供述しているところ、同社の商業登記簿謄本により、同社は、昭和46年9月から平成4年3月まで申立人が記憶する所在地にあり、申立期間③当時は、別の場所にあったことが確認できる上、申立期間③当時に勤務していた従業員から申立人の勤務実態について証言を得ることができず、同社における雇用保険の加入記録も無いことから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認することはできない。

また、C社は、申立期間③後の昭和43年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人は、申立期間③当時、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

さらに、C社は、「申立期間③当時の賃金台帳等を保存していない上、当該期間の事業主（経理も担当）は、申立人に係る厚生年金保険料の控除について記憶していない。」と回答していることから、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、連絡を取ることができた従業員5人のうち、1人は、「C社に入社した昭和39年ごろから42年ごろまで厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」、別の1人は、「C社に入社した昭和42年ごろから1年足らずの間、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間③の一部（昭和40年ごろから41年1月まで）について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿により確認でき、当該期間について、厚生年金保険に加入していなかったことを認識していた可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間③における申立ての事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立人が記憶するC社の所在地、従業員の証言及び申立人に係る国民年金保険料の法定免除の記録から判断して、昭和46年9月から50年9月までの期間に1年程度、同社に勤務していたものと推認されるところ、当該期間に同社に勤務していた従業員から申立人に係る厚生年

金保険の加入について証言を得ることができない上、同社は、当該期間の賃金台帳等を保存しておらず、当該期間の事業主及び経理担当事務員も、「申立人に係る厚生年金保険料の控除について記憶していない。」と証言していることから、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

- 4 申立期間④について、E社は、当該期間の人事記録を廃棄していること、雇用保険の加入記録が無いこと、及びオンライン記録により、当該期間にD社に勤務していたことが確認できる従業員の中で連絡の取れた4人は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人が、当該期間にD社に勤務していたことが確認できない。

また、上記従業員4人のうち、D社における厚生年金保険の加入状況を記憶している1人は、「D社に入社してから数年後に、同社から社会保険についての説明があり、厚生年金保険に加入することになった。本人の希望により、厚生年金保険に加入しない従業員がいたことを覚えている。」と証言している。

さらに、E社は、「昭和58年以前の賃金台帳等の資料を保存しておらず、申立期間④当時における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していること、及び当該期間の事業主は、連絡先が不明である上、当該期間の経理担当者は氏名を特定できないことから、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に、申立期間④当時、申立人の氏名は見当たらず、当該期間に係る同原票の健康保険被保険者番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。